

# 中小企業等における排出削減対策の強化

平成19年6月21日

経済産業省 環境経済室

# 中小企業の排出削減の必要性

< 中小企業の排出状況 >  
(1990年度 2005の排出量増減率)

	増減率
中小製造業	+2.9%
卸小売 デパート・スーパーを除く	+53.9%
娯楽場	+63.3%
(参考)	
大企業製造業	-2.3%

省エネ機器導入の課題 ~ アンケート サンプル数1,160

	件数
設備投資のための資金調達が難しい	422
情報が乏しく導入機器にどのようなものがあるかわからない	340
機器等の導入効果は定量的に把握できない	98
制度申請のための書類作成が煩雑で手続きがしにくい	86
機器等の導入効果は定量的に把握できるが、効果が低い	83
その他	118

< 中小企業の排出削減支援策 >

## 1. 中小企業への設備導入補助金の実施

平成17年度より、補助率1/2で省エネ設備・技術の導入を支援。

- ・平成19年度予算額 約4億円
- ・平成18年度予算額 約3億円 (補助対象17社)
- ・平成17年度予算額 約6億円 (補助対象40社)

## 2. 中小企業への政策金融支援

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫は省エネ設備を導入する中小企業に融資を行う。  
(平成10年度以降1,286件の融資を実施。)

## 3. 新たな中小企業排出削減プロジェクトの検討

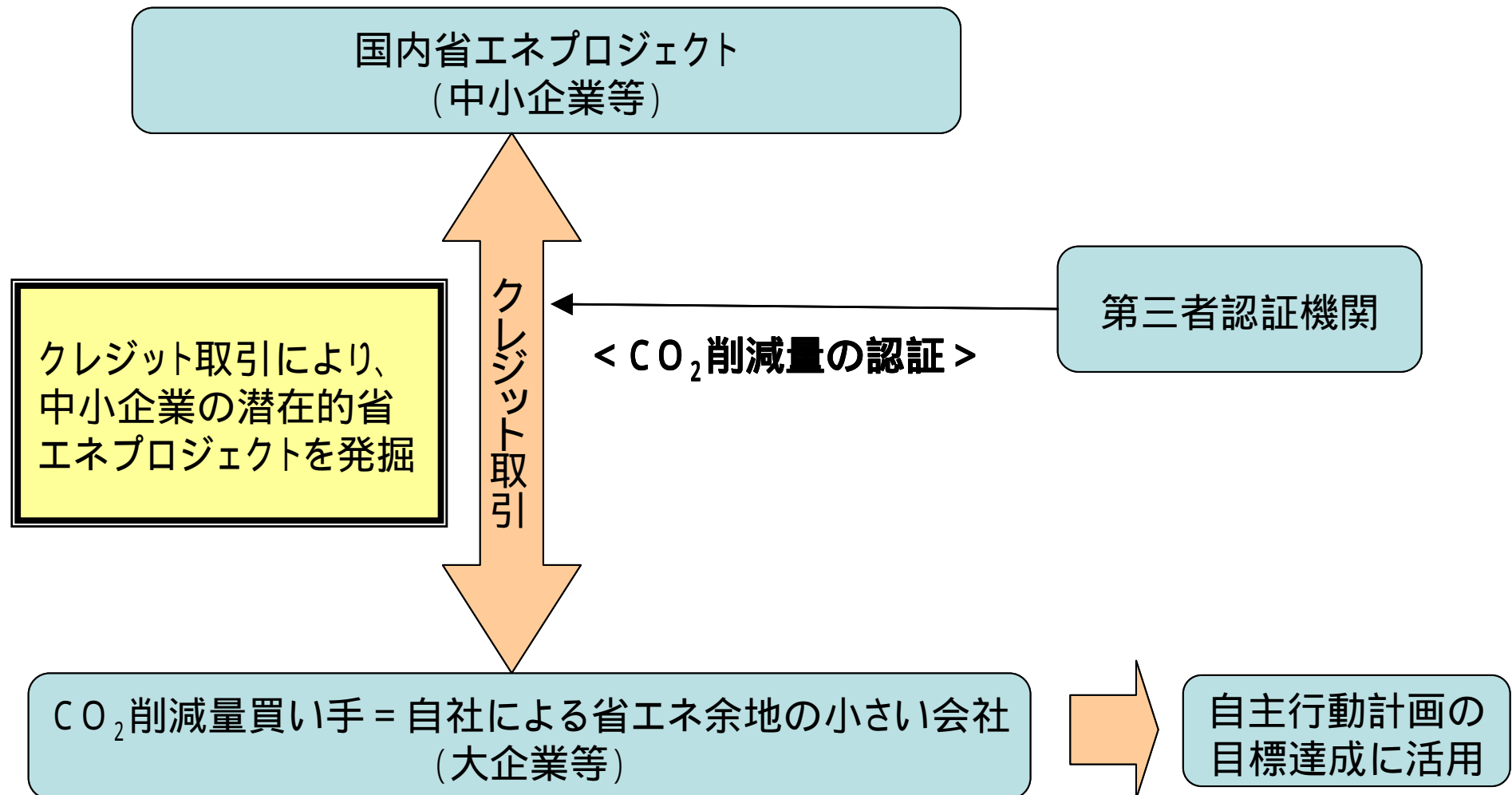
(詳細別紙参照。)



これらの対策を強力に推進することにより削減を図る。

# 新たな中小企業排出削減プロジェクトの検討

## < 国内CO<sub>2</sub>削減プロジェクトのイメージ >



# 「中小企業等CO2排出削減検討会」について

## 1. 趣旨

温室効果ガスの排出量を基準年比 6%削減するという京都議定書目標達成のため、国内では環境先進企業を中心に温室効果ガス削減に関する取組が進められている。他方、多くの中小企業等においては資金調達や技術制約等の問題により、こうした取組が進んでいない。

こうした中で、本検討会では、我が国における厳格な第三者認証方法・体制の構築を前提に、自主行動計画の目標達成を指向する大企業等からの資金・技術の提供を受けた中小企業等が実施するCO2削減プロジェクトの実証実験等を行う。これにより、中小企業等の温室効果ガス削減のための、いわゆる「国産クレジット」の創出・流通に関する制度の整備も併せて検討する。

## 2. 開催頻度・スケジュール

5月中旬から月1回程度、本検討会を開催し、6月頃から複数の関連業界の参加による実証実験を開始する。9月頃を目途にその中間評価を行い、効果の検証等を行った上で、年内を目途に最終評価を行う。

- ・ 5月15日第1回検討会の開催、6月1日 第2回検討会の開催、6月18日 第3回検討会の開催  
(6月頃までに3回程度開催し、第三者認証方法・体制等の構築実証実験の設計、プロジェクトの選定を行う)
- ・ 6月頃～ 関係業界等の参加による実証実験(5～6件を目途)の開始
- ・ 9月頃 中間評価
- ・ 12月頃 最終評価

# 「中小企業等CO2排出削減検討会」について

## 中小企業等CO2排出削減検討会 委員名簿

委員長	松	橋	隆	治	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
	井	上	裕	之	日本商工会議所 特別顧問 中小企業政策 小委員長
	岩	間	芳	仁	社団法人 日本経済団体連合会 産業第三本部長
	魚	住	隆	太	あずさサスティナビリティ株式会社代表取締役社長
	影	山	嘉	宏	東京電力株式会社 環境部長
	徳	田	龍	裕	社団法人 関西経済連合会 経済産業本部 経済・経営グループ次長
	榊	原	康	寛	ZERI財団 パン・パシフィック代表部代表理事
	佐	藤	文	廣	財団法人 省エネルギーセンター 企画調査部長
	富	田	鏡	二	東京ガス株式会社 環境部長
	原		正	一郎	野村総合研究所 上級コンサルタント
	春	田	五	穂	ナットソース・ジャパン株式会社 執行役員
	福	田	輝	夫	中間法人 日本OE協会 プロジェクト部会
	本	郷		尚	国際協力銀行 特命審議役 環境ビジネス支援室長
	向	井	征	二	株式会社 日本環境取引機構 代表取締役
	森	井	重	裕	松下電器産業株式会社環境本部環境審査グループ 参事
	山	田	健	司	新日本製鐵株式会社 環境部長

# 中小企業CO2削減量の計算・認証ルール制定

小規模CDMを我が国で実施した場合と同様の品質が確保されたクレジットとする

## ➤小規模CDM( )のルールをベース

- ( )小規模CDM:以下の3つのタイプに定義される小規模CDMについては、簡易化された手続きにてCDM理事会に登録申請できる。
- 再生可能エネルギープロジェクト(最大出力1万5000kW以下)
  - 省エネルギープロジェクト(年間エネルギー削減量6000万kWh以下)
  - その他のプロジェクト(排出削減量が年間1万5000t-CO<sub>2</sub>以下)

## ➤中小企業が計算しやすいよう小規模CDMのルールをより具体化

### - 「追加性の証明」の仕方を具体化

投資回収年が2年以上等の要件を満たせば、追加的とみなす。

### - 「ベースラインの方法論」を特定

次の要件のいずれかを満たす場合、ベースラインは「既存設備の継続利用」とする等。

- 既存設備が法定償却年数の2倍未満
- 既存設備が稼働可能

### - 中小企業に汎用的な6つの技術分野に関するCO<sub>2</sub>削減量計算式を提示

ボイラ燃料転換・ボイラ更新、マイクロコージェネレーション、空調の効率化、照明の効率化、断熱強化、設備運用の改善

## ➤審査人による審査手続き及び審査ポイントの絞り込みを実施

# 主要論点に対するCDMとの比較

## CDM のルール(マラケシュ & EB追加レポート)

## 国内中小CO2クレジット制度

1. 手続き全体の流れ
2. 管理・監督機関
3. 管理監督機関専門組織
4. 審査機関(DOE)
5. 審査機関の認定手続き
6. プロジェクト実施者
7. CDMとして充たすべき条件
8. 追加性の概念
9. 追加性の実証方法
10. ベースラインシナリオ
11. ベースラインと追加性の概念
12. ベースラインシナリオ具備すべき要件
13. ベースライン方法論
14. ベースラインアプローチ
15. パウンダリー
16. モニタリング
17. クレジット期間
18. バリデーション
19. バリデーション、ベリフィケーション・ツール
20. CERの検証・認証・発行

21. CERの分配
22. プロジェクト登録料
23. PDDの記載項目
24. 小規模CDM(SSC)の定義
25. 機器の効率性
26. 複数の活動で構成される場合
27. 小規模CDMの定義を逸脱した場合
28. 小規模CDMに該当することの証明
29. クレジット期間の更新
30. 簡易化されているルール・手続き
31. 簡易方法論の使用について
32. バンドリングの場合のモニタリング計画
33. PDDの改定
34. 小規模CDMの追加性
35. バンドリングの定義
36. バンドリングに関するルール
37. デバンドリングの定義
38. ベースラインモニタリング方法論
39. 新方法論の申請
40. 方法論の詳細  
特定技術を用いた省エネプロジェクト  
方法論  
エネルギー効率化および燃料転換  
燃料転換

1. CDMと同じ
2. 詳細なルール設定の要請が強い
3. 詳細なルール設定の要請が強い
4. 機関ではなく、個人を想定し、規模と簡易化に対応(審査人資格基準制定)
5. 能力要件を明確にすることで、資格者を認定する方針
6. 中小企業の定義
7. 追加性概念は要件として残す。原子力、植林、ODA等は無関係なため要件から除外
8. 追加性の概念を採用
9. 実証方法の簡易化
10. CDMと同じ
11. CDMと同じ
12. シナリオの設定
13. CDMと同じ
14. A.b.cのアプローチのうちcを捨象
15. N/A
16. CDMと同じ
17. 今後検討すべき事項
18. 簡易実施ルール(バリデーションマニュアル)を制定
19. ツールを国内用に改良した。
20. クレジットの発行に検証を必須とすることは同様である。

21. クレジット発行ルールは未設定
22. 今後の課題
23. PDDの作成は簡易化要請が強い
24. N/A
25. CDMと同じ定義を採用
26. N/A
27. N/A
28. N/A
29. 更新は考えていない
30. 小規模CDMから更なる簡易化がされている
31. SSCと同じ概念を使用
32. N/A
33. 改定ルールは未設定
34. SSCのルールを更に簡易化
35. N/A
36. N/A
37. N/A
38. モニタリングのルールは簡易化されたルールを設定
39. CDMと同じ
40. SSCの方法論を更に簡易化

CO2計算に係る論点  
第3者認証に係る論点  
小規模プロジェクトの簡易化に関する論点

プロジェクトの追加性立証、CO2計算方法論の開発などコストがかかる部分について、中小企業の実情にあわせて明確化、具体化するアプローチを採用した。



# 大企業と中小企業が共同で行う省エネ「モデル事業」の組成

中小企業だけでは現状から大幅に省エネを実施することは難しい。そこで、大企業の資源活用とリーダーシップでプロジェクトを組成していく。大企業にとっては、以下のようなメリットがあると考えられる。

- ・1件1件は小さいが、省エネプロジェクトを複数バンドルすることで規模のメリットを得られる。

- ・大企業が自ら開発した省エネ技術を使用して、中小企業での省エネを実現でき、いままでのノウハウが活用できる。

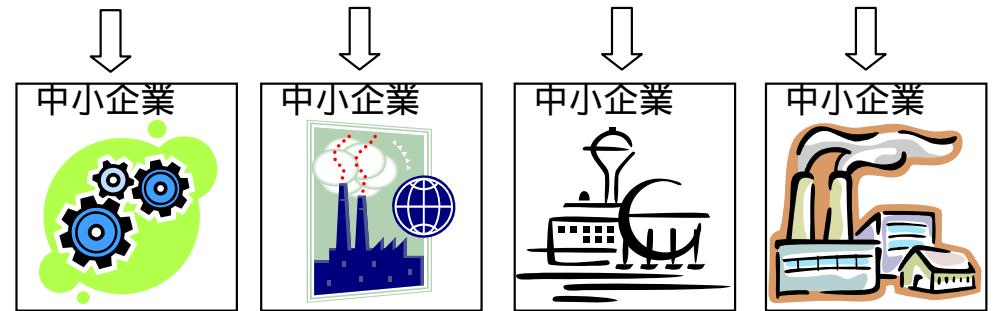
- ・中小企業への省エネについての貢献が自主行動計画画上カウントされる。

- ・国内で省エネなど環境ビジネスの実施がしやすくなる。

本検討会では、大企業と中小企業が協働して省エネを実施する「モデル事業」を各団体で組成し、それを本スキームの実行可能性を判断するモデルケースとする。

## 大企業と中小企業の共働

大企業の独自開発省エネ技術  
エネルギーの効率的利用ノウハウ



## 複数の小規模省エネプロジェクトを統合したプロジェクト(ESCOなどを活用した小規模省エネ事業)

同じモニタリング手法

空調やモーターの省エネなど同じ省エネ技術のみを展開する。



## 省エネ製品普及プログラムの推進 (クレジット付与をインセンティブとする省エネ製品普及スキーム検討)

